

1. 平成6年度において豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策

付録1は、平成6年5月に刊行  
されたものです。

「平成6年度において豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策」

目 次

第1章	基本的施策	367
第1節	環境行政の総合的・計画的推進	367
1.	環境基本条例の施行推進	367
2.	新環境総合計画の推進	367
3.	公害防止計画の推進	367
第2節	環境影響評価	368
1.	環境影響評価の推進	368
2.	関西国際空港環境監視機構による環境監視	368
第3節	環境教育・啓発の推進	368
1.	環境教育の推進	368
2.	環境月間等における啓発の実施	368
第4節	環境保全活動の支援	368
第5節	環境情報の提供等	368
1.	環境モニタリングシステムの整備	368
2.	環境情報システムの整備	369
3.	環境情報の提供	369
第6節	環境保全に関する調査研究等の実施	369
1.	公害監視センターの業務運営	369
2.	各試験研究機関における調査研究の実施	369
第7節	環境科学総合センター（仮称）構想の推進	369
第2章	生活環境の保全等に関する施策	370
第1節	自動車公害防止対策	370
1.	自動車排出ガス対策の推進	370
2.	自動車騒音振動対策の推進	371
第2節	廃棄物対策	371
1.	産業廃棄物処理対策の推進	371
2.	一般廃棄物処理対策の推進	371
3.	最終処分場等の処理施設の確保	372
第3節	大気保全対策	372
1.	大気環境保全対策の推進	372
2.	悪臭防止対策の推進	373
3.	監視測定体制の整備	373
4.	大気汚染現況調査等の実施	373
第4節	水質保全対策	373
1.	河川の水質保全対策	373
2.	大阪湾の水質保全対策	374
3.	監視測定体制の整備	374
4.	水質環境の創造に係る施策の推進	374
第5節	地盤環境保全対策	375
1.	地盤沈下防止対策の推進	375
2.	地下水汚染防止対策の推進	375
3.	土壌汚染防止対策の推進	375
第6節	騒音・振動・航空機公害対策	375
1.	騒音・振動防止対策の推進	375
2.	大阪国際空港周辺環境対策の推進	376

3.	空港周辺整備機構に対する助成	376
第7節	公害防止に係る助成と管理者制度	376
1.	工場の適正配置及び集団化の促進	376
2.	中小企業者に対する公害防止資金の融資	376
3.	公害防止技術の相談・指導	377
4.	市町村の公害防止行政に対する助成	377
5.	公害防止管理者等に係る業務の運営	377
第8節	公害に係る被害の救済等	377
1.	公害に係る健康被害予防事業等の実施	377
2.	苦情及び紛争処理体制の整備	377
3.	公害関係事犯取締りの実施	377
第9節	環境保健対策	377
1.	健康被害に関する調査研究の実施	378
2.	食品等の安全確保対策の推進	378
3.	保健所における公害関連業務の実施	378
第3章	自然環境の保全及び創造に関する施策	379
第1節	自然環境の保全	379
第2節	周辺山系の活用	379
第3節	貴重な自然環境の保全と活用	379
第4節	緑の創出	380
第5節	水辺環境の保全と活用	380
1.	河川環境の整備	380
2.	ため池環境の整備	381
3.	海辺環境の整備	381
第4章	都市環境の保全及び創造に関する施策	382
第1節	魅力ある空間、施設等の整備	382
1.	公園の整備	382
2.	道路・街路の緑化	382
3.	施設・空間の緑化	382
4.	河川空間の整備	382
第2節	景観の保全、創出	383
1.	都市景観づくり	383
2.	建築美観の誘導	383
3.	魅力ある市街地の形成	383
第3節	歴史的文化的環境の形成	383
1.	文化財の保護	383
2.	歴史的文化的環境の保全と活用	384
第5章	地球環境の保全に資する施策	385
第1節	地球環境問題への取組	385
1.	地球環境保全行動指針の策定・普及	385
2.	地球温暖化防止対策の推進	385
3.	オゾン層保護対策の推進	385
4.	酸性雨対策の推進	385
5.	環境共生建築技術の推進	385
第2節	開発途上国等に対する環境協力の推進	386
1.	UNEP国際環境技術センターに対する支援・連携	386
2.	国際環境技術協力の推進	386
第3節	地球環境に関する調査研究の推進	386
1.	地球環境問題研究調整会議の運営	386
2.	(財)地球環境産業技術研究機構への参画	386

## 第1章 基本的施策

人のこころがかよいあう豊かな環境の保全と創造に向けて、平成6年3月に制定した「大阪府環境基本条例」に基づき、環境行政の総合的・計画的推進体制の確立を図るとともに、環境影響評価や環境教育、環境保全活動等の充実に努めるなど、府民・事業者等と協働して豊かな環境の保全と創造に関する施策を積極的に推進する。

### 第1節 環境行政の総合的・計画的推進

#### 1. 環境基本条例の施行推進

- 「大阪府環境基本条例」の円滑な施行推進を図るため、事業者、府民への周知等を行う。
- 「大阪府環境基本条例」の理念にのっとり、公害の防止に関する規制及び生活環境の保全に関する諸施策を推進するため、「大阪府公害防止条例」（昭和46年大阪府条例第1号）を全面的に見直した「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年3月制定）の施行規則を制定するとともに、良好な自然環境の保全と回復はもとより、多様な生態系にも配慮した野生動植物の生息空間の確保や、緑の創出などを目指し、「大阪府自然環境保全条例」（昭和48年大阪府条例第2号）の改正について検討する。
- 豊かな環境の保全及び創造に関する施策を積極的に推進するため、市町村、事業者、府民及び民間団体等の参加を得て「環境創造府民会議（仮称）」を設置し、豊かな環境創造に向けた自主的な参画を促すなど積極的な取組の展開を図る。
- 府の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図る「大阪府環境行政推進会議」を設置、運営する。
- 「大阪府環境基本条例」に基づく環境総合計画の策定に向けて、「大阪府環境審議会」の意見を聴きつつ、必要な調査検討を行う。
- 環境影響評価制度の充実に図るため、国内外の動向の把握等の所要の調査を行う。
- 事業者の組織する団体と連携し、事業者が、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るとともに、豊かな環境の保全及び創造に資するよう、「環境総括責任者」を設置することを促進する。

#### 2. 新環境総合計画の推進

- 人と地球に優しい「環境都市・大阪」の実現に向けて、21世紀の第1四半世期（2025年）を見通しつつ、2001年度（平成13年度）を目標年次とした「大阪府新環境総合計画」（平成3年9月策定）に基づき、産業型公害の規制はもとより、自動車排出ガスや生活排水等による都市・生活型公害の解決、さらには快適環境の創造や地球環境保全への貢献をも視野に入れた環境施策を総合的かつ効果的に推進する。

#### 3. 公害防止計画の推進

- 「環境基本法」第17条の規定による「大阪地域公害防止計画」（目標年次：平成8年度）に基づき、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の適用を受ける事業を中心とした各種の公害対策事業及び公害関連事業の円滑な推進を図る。

## 第2節 環境影響評価

### 1. 環境影響評価の推進

- 環境汚染の未然防止を図り、良好な環境を確保するため、「大阪府環境影響評価要綱」（昭和59年2月制定）に基づき、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業については、事業者が環境影響評価を実施させ、関係住民や関係市町村長あるいは学識経験者等の意見を聴きつつ、豊かな環境の保全及び創造を図る見地から事業者に対して必要な指導・助言を行う。
- 環境影響評価の実施に必要な府域の環境関連情報を体系的に整備し、提供に努めるとともに、審査に必要なデータの収集、解析予測方法等の技術的事項について引き続き調査・研究を進める。
- 環境影響評価制度について、手続面、制度面等の検討を進めるため、専門家等の意見を踏まえて、国内外における環境影響評価制度に関する実態調査を行う。

### 2. 関西国際空港環境監視機構による環境監視

- 関西国際空港の建設・運用及びその関連事業の実施に伴い、環境面で地域住民の生活に支障が及ぶことのないよう、知事と泉州9市4町の長により構成している「関西国際空港環境監視機構」において、事業主体等が実施する環境監視のデータ等を収集、検討し、必要に応じて対策を要請・勧告する。
- 南大阪湾岸整備事業及び阪南丘陵開発事業については、引き続き工事に係る環境監視を行う。

## 第3節 環境教育・啓発の推進

### 1. 環境教育の推進

- 府民の環境に対する理解と認識を深め、自発的な取組を促進するため、地域における環境保全リーダーを育成する「環境ゼミナール」の開催、水質保全啓発推進事業やアメニティ・エリア推進事業等の多様な環境教育施策を実施する。

### 2. 環境月間等における啓発の実施

- 広く府民の環境保全意識の高揚を図るため、6月の環境月間・瀬戸内海環境保全月間において、啓発行事を重点的に実施する。
- 「大阪府省資源運動推進会議」及び「大阪府新生活運動連絡協議会」と連携し、省資源・省エネルギーについて消費者の意識啓発に努める。

## 第4節 環境保全活動の支援

- 環境保全活動の充実を図るため、平成元年度に設置した「大阪府環境保全基金」（平成6年3月現在、約15億円）の果実を活用して、環境教育の推進、地域環境保全活動の支援など環境保全に係る各種事業の充実、強化に努める。

## 第5節 環境情報の提供等

### 1. 環境モニタリングシステムの整備

- 大気、水質、騒音等の常時監視測定網の充実に努め、生物指標の導入等による環境の総合的かつ的確な把握手法について調査・検討を進めるとともに、環境の状況を広域的・即時的に把握できる地球観測用人工衛星等によるリモートセンシングデータを用い、環境影響評価の実施及び快適環境の創造等の施策推進に際して情報支援を行うシステムの開発に努める。

## 2. 環境情報システムの整備

- 地域環境に関する諸情報を体系的に蓄積整備する環境情報データベースや環境の現況解析・将来予測等を行う解析予測手法の充実に努め、環境情報システムの整備を図る。

## 3. 環境情報の提供

- 大阪府環境情報コーナー（昭和59年設置）において、環境に関する情報の公開、提供や環境啓発用ビデオ、図書、パネルの貸し出しを行い、環境影響評価等に関する相談、指導を行うとともに、情報提供機能の充実に努める。
- 中小企業が省エネルギー、再生資源の利用、特定フロン等の全廃に対応できるよう、（財）大阪中小企業情報センターにおける情報提供機能を強化する。
- 環境情報表示盤（淀屋橋）の活用を行うほか、「環境白書」やパンフレット「おおさかの環境」を刊行するなど、各種啓発資料の作成・配付に努める。

## 第6節 環境保全に関する調査研究等の実施

### 1. 公害監視センターの業務運営

- 公害監視センターにおいて、大気汚染常時監視システムや水質テレメータ監視システムの整備、充実に努めるとともに、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動に関する環境試料の検査・分析のほか、環境汚染に関する調査・研究、環境情報の収集・管理、市町村職員や開発途上国に対する技術研修等を行う。

### 2. 各試験研究機関における調査研究の実施

- 産業技術総合研究所において、低NO<sub>x</sub>化、産業廃棄物の有効利用など環境保全技術の開発等の調査研究を行う。
- 農林技術センター、水産試験場、淡水魚試験場において、農林・水産及び畜産関係の環境対策として、有害物質による農産物への影響や残留農薬、漁場環境等に関する調査研究を行う。
- 公衆衛生研究所において、環境汚染による健康被害、生態影響等に関する調査研究を行い、監視・予防体制の確立を図る。
- 府立大学において、地球的規模から地域的規模に至るまでの環境問題発生の解明と制御、環境に優しい物質創成・技術開発等に関する教育研究を行う。

## 第7節 環境科学総合センター（仮称）構想の推進

- 幅広い環境問題に対応するため、公害監視センターの機能を見直し、環境監視、検査・分析はもとより環境教育や開発途上国への技術移転などに対応できる拠点施設として「環境科学総合センター（仮称）」の設置を目指し、その基本計画を策定する。

## 第2章 生活環境の保全等に関する施策

府民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現に資するため、「大阪府公害防止条例」を全面的に見直した「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年3月制定）の施行規則を制定し、公害の防止に関する規制及び生活環境の保全に関する諸施策を推進する。なお、この条例の施行までの間は、「大阪府公害防止条例」の適切な運用を図る。

### 第1節 自動車公害防止対策

自動車の使用に伴う公害を防止するため、公害の発生がより少ない自動車への転換の促進、自動車使用の合理化の促進、道路環境の改善等の諸施策を総合的に推進するとともに、必要な体制の整備に努める。

#### 1. 自動車排出ガス対策の推進

「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づき策定した「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画」（平成5年11月承認）を推進するため、次の施策を実施する。

- 総量削減計画に基づく諸施策を適切に推進するため、関係機関で構成する「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議会」を運営するとともに、新たに府民・事業者の代表や学識経験者等で構成する検討会を設置運営し、計画の進行管理等を行う。

また、自動車の窒素酸化物排出量を算定するため、府域を走行している車種ごとの車齢構成、重量構成等の調査を行う。

- 低公害車の普及促進を図るため、府公用車への計画的導入や市町村への導入を促進するとともに、「大阪電気自動車コミュニティーシステム事業」の拡充、中小企業に対する融資制度のより一層の活用、（社）大阪府トラック協会が行う低公害車導入促進事業への助成、民間路線バス事業者への助成制度の創設等により民間への導入促進に努める。

また、実用的な低公害車の開発等を国及び自動車メーカーに働きかける。

- 事業者による自動車使用の合理化等を推進するため、自動車を大量に使用している団体で構成する「大阪府自動車排出ガス対策懇話会」を運営する。
- 毎月20日のノーマイカーデーの効果を把握するため、都心部への流入幹線道路における交通量調査を実施する。

また、違法駐車を概ね解消することを目標に、駐車場整備マスタープランの施策展開を図る。

- 都市における交通公害等の各種障害に対処するため、都市総合交通規制を推進し、交通流の整序・円滑化、自動車交通総量の抑制を図る。
- 交通管制システムの高度化、地域制御エリアの拡大、信号機の系統化により、自動車の走行状態の改善を図る。
- 二酸化窒素濃度の高い交差点等の局地における環境濃度分布、交通量等の実態について調査を実施するとともに、道路沿道の大気直接浄化手法の実証調査として「土壌を用いた大気浄化システムの実用性に関する調査」を実施する。

- 府民・事業者に対し、「大阪自動車公害対策推進会議」等を活用し低公害車の導入や自動車使用の合理化等の啓発及び要請活動を推進する。

また、「環境にやさしいエネルギー利用のあり方」をテーマとした「エコ・エネルギーOSAKA'94」を開催し、高校生等によるソーラーカーレー

スや低公害車の展示等の啓発イベントを行う。

## 2. 自動車騒音振動対策の推進

- 幹線道路については、交通の円滑化を図るため、秩序正しい車線走行や適正速度走行の定着化のための交通規制並びに各種交通安全施設の整備を図る。  
また、生活道路については、安全で静穏な居住環境を確保するため、一方通行を基軸とした各種交通規制を総合的に組み合わせた生活ゾーン規制の一層の充実強化を図る。
- 騒音・振動に影響が認められる車両の整備不良や過積載等について指導取締りを強化する。
- 自動車騒音・振動による障害を防止するため、道路管理者が行う防音壁の設置等、道路構造対策の促進を図る。
- 自動車騒音の許容限度の強化が早期に実施されるよう国に要望するとともに、市町村や関係機関が行う自動車騒音・振動対策の円滑な実施を図るため、連絡調整に努める。

## 第2節 廃棄物対策

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、事業者等に対する規制、指導の徹底を図るとともに、廃棄物の減量や適正な処理を促進するための行動指針及び事業活動に係る製品等が廃棄物となった場合の適正な処理や環境への負荷の低減等に資するための指針を検討するなど、廃棄物の減量等の対策を推進する。

### 1. 産業廃棄物処理対策の推進

- 産業廃棄物の適正処理の確保を図るため、排出事業者及び産業廃棄物処理業者への指導、監督を強化する。
- 産業廃棄物を多量に排出する事業者や建設業者に対して、要綱に基づき適正処理及び減量化を重点的に指導する。また、関係業界団体等と連絡会を開催し、情報交換や連携の強化に努める。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により新たに規制された特別管理産業廃棄物の適正処理を推進するとともに、特別管理産業廃棄物を多量に排出する事業者に対する指導方策を検討する。
- ウェイストデータバンクの整備を図るとともに、近畿の各行政機関と連携した広域情報管理システムの整備に努める。
- 産業廃棄物処理施設の整備の促進や優良な産業廃棄物処理業者の育成を図るため設立された（財）産業廃棄物処理事業振興財団に対して、国、他の都道府県等とともに債務保証基金等への拠出を行い、適正処理の確保に資する。
- 平成5年2月に策定した「大阪府流域下水道資源リサイクル計画（ミラクルプラン）」に基づき、府内の流域下水処理場から発生する汚泥や処理水などを有用な資源として再利用を図る。

### 2. 一般廃棄物処理対策の推進

- 市町村が行う一般廃棄物の適正な処理を推進するため、廃棄物処理施設の整備等に対して技術的、財政的援助を行うとともに、処理施設の維持管理について指導を行う。また、市町村の「一般廃棄物処理計画」の策定に対して必要な技術的援助を行う。
- 府、市町村、事業者、住民及び学識経験者で構成する「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」における廃棄物の減量化・リサイクルのための各種啓発、調査研究事業を推進する。具体的には「ごみ減量化・リサイクルア

クションプログラム」の普及及びその実践行動の推進並びに「エコショップ（ごみ減量化・リサイクル推進宣言店）」制度の普及推進、「リサイクルフェア'94大阪」の開催等の事業を実施する。また、国や市町村等と協力して「第3回ごみ減量化推進全国大会」を大阪で開催する。

- 不用になった家電製品の再生利用可能なものを回収し、シルバー人材による補修を行い、府内の留学生に無償提供する「廃家電リサイクル事業」を（財）千里リサイクルプラザに委託し実施する。
- 再生資源の回収ルートを確保するため、府・市町村で協議会を設置し、再生資源業者に対する研修事業や事業者・府民に対するリサイクル製品の普及啓発事業を実施する。  
また、中小企業者の再生資源の利用に関する事業活動を促進するための必要な情報の提供に努めるとともに、「エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」の活用促進を図る。

### 3. 最終処分場等の処理施設の確保

- 本年3月に「公有水面埋立法」の竣功認可を受けた堺第7-3区において、（財）大阪産業廃棄物処理公社を事業主体として、土砂、がれき、廃プラスチック類等の埋立処分事業を引き続き実施するとともに、同区内の大阪産業廃棄物中間処理センターにおいて、有害汚泥・ばいじんの中間処理を実施する。  
また、これらの事業の円滑な推進を図るため、同公社に対し、必要な技術的援助を行う。なお、堺第7-3区埋立処分場の跡地利用として、その一部（15.5ヘクタール）を「みなと堺グリーンひろば」として府民のスポーツ・レクリエーション活動に利用できるよう開放するなど、堺第7-3区の暫定利用を推進する。
- 大阪湾広域臨海環境整備センターを事業主体として、大阪湾圏域の広域処理対象区域（近畿2府4県171市町村）から発生する廃棄物の適正な処理を行う大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）を関係府県、市町村等と協力して推進する。  
また、事業の推進に当たり、搬入予定の廃棄物の調査や埋立処分場、搬入施設周辺的环境監視などにより環境保全に努める。

## 第3節 大気保全対策

大気環境の保全を図るとともに、地球環境の保全に資するため、地域冷暖房システムの普及促進を図るなど、エネルギーの有効利用を促進する。また、工場・事業場に対する大気汚染物質の排出規制や自動車排出ガス対策（第1節 自動車公害防止対策 参照）の推進を図る。

### 1. 大気環境保全対策の推進

- 「大気汚染防止法」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」等に基づき、関係工場・事業場に対する規制、指導の徹底を図る。また、法・条例に基づき、光化学オキシダント（光化学スモッグ）緊急時の措置を行う。
- 「大阪府新環境総合計画」に基づく環境保全目標を維持・達成するなど、大気環境を保全するため、窒素酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、硫黄酸化物及び有害物質について各種対策を推進するとともに、廃熱の有効利用や未利用エネルギーの活用方策について検討を行う。特に、窒素酸化物対策として、「固定発生源に係る窒素酸化物削減指導方針」等に基づく削減指導、省エネルギーの指導、低NO<sub>x</sub>ボイラーの普及、地域冷暖房シ

テムの導入指導、冬期の季節大気汚染防止対策等を推進する。

また、大気中への排出を抑制する必要がある化学物質の適正管理に係る指針について検討を進める。

## 2. 悪臭防止対策の推進

- 「悪臭防止法」に基づく規制事務を円滑に進めるため、関係市町村に対する指導及び技術的援助を行う。また、平成5年6月の悪臭防止法施行令の改正に伴い、新たに悪臭物質に指定されたトルエン、キシレン等の有機溶剤臭及び焦げ臭に係る10物質について、府内の実態調査等に基づいて規制基準値を設定する。
- 人の嗅覚により悪臭を評価する官能試験法（三点比較式臭袋法）を市町村の苦情処理に円滑に導入できるよう必要な指導に努める。
- 畜産経営による環境汚染の防止を図るため、実態調査及び巡回指導等を行うとともに、地域の実情に即した畜舎環境保全施設の整備を計画的に推進する市町村等に対し助成を行う。

## 3. 監視測定体制の整備

- 大規模な工場・事業場に対して発生源常時監視システムを活用し、窒素酸化物排出量等の常時監視を行い、総量規制基準等の遵守徹底を図る。
- 大気汚染状況について迅速かつ的確な常時監視を行うため、大気汚染常時監視システムの整備及び適正な運用を図る。

## 4. 大気汚染現況調査等の実施

- 大気汚染の現況及び汚染物質の発生源の動向を把握するため、燃料・原料使用状況調査、未規制有害物質モニタリング調査、微小粒子濃度等通年実測調査及び酸性雨・酸性霧に関する調査研究等を実施する。

## 第4節 水質保全対策

これまでの水質汚濁防止対策を基盤として、関係機関と連携して河川等の水質保全対策を総合的に推進するとともに、さらに生態系への配慮など新たな視点の導入や河川等の浄化機能の維持及び向上に係る調査・検討を行う。

### 1. 河川の水質保全対策

- 「水質汚濁防止法」、「瀬戸内海環境保全特別措置法」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」等に基づき、関係工場・事業場に対する規制、指導を行う。さらに、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準（上乘せ排水基準）を制定し、規制、指導の徹底を図る。また、「大阪府ゴルフ場農業適正使用等指導要綱」に基づき、ゴルフ場を指導するとともに、上水源地域に立地するゴルフ場の排水口を中心に水質検査を行う。  
なお、上水道水源地域に立地するゴルフ場に対しては、より安全性を確保する観点から、ゴルフ場使用農業に係る管理目標値を飲料水の管理目標値並にすることを検討する。
- 水質汚濁原因の約8割を占める生活排水対策として、下水道をはじめ農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽などの整備促進を図るとともに、対策を特に必要とする地域を重点地域に指定し、計画的な対策を推進する。また、家庭でできる対策の啓発を市町村、府民団体等と連携して実施する。
- 大和川支流の中で、汚濁が著しい東除川の水質改善を目指して、流域関係市町と一体となって水質汚濁メカニズムを解明し、流域単位での汚濁負荷の

削減方策や身近な水路での水質浄化方策等を検討するとともに、地域の実情に応じた総合的な水質改善対策を推進する。

- 府民の生活環境の改善、市街地における浸水被害の解消、公共用水域の水質保全をめざし、引き続き猪名川、安威川、淀川右岸、淀川左岸、寝屋川、大和川下流及び南大阪湾岸の各流域下水道の整備を行う。特に、流域下水処理場においては、環境への汚濁負荷の軽減をより進めるため、高度処理施設の新増設を進める。また、市町村が実施する公共下水道事業に対し事業推進の指導を行い、下水道整備を促進する。
- 河川の汚濁を防止するため、河川浄化事業として神崎川、寝屋川及び平野川において汚泥のしゅんせつを行い、平野川浄化用水導水事業を実施する。  
また、大和川の水質汚濁対策として、西除川で薄層流浄化を実施する。
- 河川敷内への廃棄物の不法投棄を防止するため、河川パトロールに加えて、河川管理協力員制度を効果的に活用するとともに、必要に応じ防護柵の設置を行う。また、河川敷内に堆積又は水面に浮遊するじんかいの清掃並びに雑草の刈取りを実施するほか、沈船の引揚げ等を行う。
- 農業用水が生活雑排水等により汚濁している地域において、用排水路の分離、池のしゅんせつ、浄化対策を行い、きれいな用水を確保するほか、公共用水域へ排水する農業用水の水質改善を図るため、水質障害対策事業を推進する。また、ため池の水質浄化に関する総合的な調査研究を実施する。

## 2. 大阪湾の水質保全対策

- 第3次「化学的酸素要求量（COD）に係る総量削減計画」（平成3年3月策定）に基づき、下水道整備や合併処理浄化槽の導入指導等の生活排水対策を重点的に進めるとともに、総量規制基準の遵守指導を行う。
- 大阪湾における赤潮発生等の富栄養化を防止するため、第3次「磷及びその化合物に係る削減指導方針」（平成3年4月策定）に基づき、産業排水対策及び生活排水対策を推進する。また、平成5年10月から施行された窒素・磷の排水規制について、事業場に対する基準の遵守指導を行う。
- 水産生物の生息環境の悪化や漁場操業の障害となる海底・海中のゴミ類の除去、あるいは、流出油や赤潮による漁業被害の防止など漁業環境保全対策事業を実施する。
- 府営港湾の環境整備を図るため、港内に発生した廃油及びじんかいの処理を行うとともに、港湾の緑化を推進する。

## 3. 監視測定体制の整備

- 府内の主要河川及び大阪湾の水質の汚濁状況を常時監視するため、「公共用水域の水質測定計画」に基づき、河川管理者及び関係行政機関の協力を得て計画的に監視・測定を行う。
- 一定規模以上の工場・事業場に対し、発生源テレメータ監視システムによりCOD総量規制基準の遵守指導を行う。また、河川水質テレメータ監視システムにより常時監視を行う。

## 4. 水質環境の創造に係る施策の推進

- 府民が手軽に水辺に生息する生き物の観察などを通して、河川の水質保全の重要性を認識できるように、冊子「リバー・クエスト」を活用して啓発に努めるとともに、啓発事業に積極的に取り組む民間団体や企業等と連携して、効果的な啓発を推進する。
- 府民がホタルの生育を通じて、身近な生活環境の中に快適環境を創造しようとする種々の取組に対して、指導・助言などの支援を行う。また、ホタルの生息する環境づくりのモデル的事業（アメニティ・エリア推進事業）を実

施する。

- 府内の水環境の実態把握を目的に、府民自らが継続的に調査できる体制づくりを目指して、モデル地域において、府民グループによる水辺環境（魚類、水生昆虫及び植生等）の実態調査を行う。

## 第5節 地盤環境保全対策

地盤沈下、地下水汚染、土壌汚染といった地盤に係る問題を一体的にとらえ、総合的な施策のもとで地盤環境を良好な状態で保全するとともに、貴重な資源である地下水の持続的な活用及び地下水のかん養による水の循環の改善を図るため、基礎データの収集に努め、技術的な調査の実施、施策の検討を行う。

### 1. 地盤沈下防止対策の推進

- 「工業用水法」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」等に基づき、地下水の採取の規制及び地下水採取の実態を把握するとともに、規制対象の事業場の新規採取にあたっては、適正量の採取を指導する。
- 府内の地盤沈下の状況を把握するため、引き続き水準測量調査及び地下水位、地盤沈下量の観測を行う。
- 北摂地域、東大阪地域及び泉州地域の地盤沈下対策として、地下水の代替水を確保するため、工業用水道による工業用水の安定供給に努める。

### 2. 地下水汚染防止対策の推進

- トリクロロエチレン等の有害物質による地下水汚染を防止するため、これらの物質を使用する対象事業場に対し、適正な使用・管理の指導を行う。
- 府内の地下水質の汚濁状況を常時監視するため、「地下水質測定計画」に基づき、関係行政機関の協力を得て、計画的に監視測定を行う。また、監視結果により汚染が懸念される地区については、周辺地区の詳細な調査を実施し、飲用井戸の衛生確保を図るとともに、工場・事業場に対し、汚染防止のための規制・指導に努める。

### 3. 土壌汚染防止対策の推進

- 土壌汚染の原因となる有害物質の地下への漏洩、河川等への流出、大気への飛散及び廃棄物の不適正な処理等を防止するため、関係諸法令による規制及び指導の徹底を図るとともに、平成3年8月に告示された「土壌の汚染に係る環境基準」の趣旨の徹底を図るため、事業者等に対する啓発を行う。また、土壌汚染の環境影響に関する知見の収集に努める。
- 農業の有する環境保全機能を向上させるとともに、化学肥料等の使用削減を図るなど環境に関する負荷の軽減対策を実施する。また、重金属等の有害物質による土壌及び農作物の汚染の実態調査及びその被害対策を引き続き実施する。

## 第6節 騒音・振動・航空機公害対策

### 1. 騒音・振動防止対策の推進

- 「騒音規制法」、「振動規制法」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」等に基づく騒音・振動に係る規制事務を円滑に進めるため、市町村に対する指導や担当職員の技術研修の充実等により工場・事業場等に対する規制、指導の徹底を図る。

- 市町村や関係機関と協力して、生活騒音の防止に関し、ビデオ教材「音とわたしたちの暮らし」を活用した騒音教育やリーフレットの配布等各種の啓発活動を実施するとともに、カラオケ騒音規制の徹底、拡声機騒音等の防止強化に努める。
- 府域における環境騒音の現況を統一的に把握するため、市町村が実施した測定結果を解析し取りまとめ、環境影響評価等の資料として活用する。

## 2. 大阪国際空港周辺環境対策の推進

- 大阪国際空港周辺緑地の整備を進めるため、利用緑地区域の告示日後建物の移転補償を行うとともに、同区域の一部において文化財調査を実施する。
- 大阪国際空港周辺地域において、航空機騒音による障害を軽減するため、周辺市が整備した共同利用施設の空気調和設備の機能回復工事に対し、国とともに補助する。
- 航空機騒音防止対策として関係市が行う学校等の公害防止工事に対して、その負担を軽減するため市町村施設整備資金を活用して資金の貸付けを行う。
- 国又は府による移転補償を受けて住宅等を移転する者が、それに要する資金を金融機関等から借り入れた場合に、その利子の一部を補給する。
- 空港周辺地域の営業者に対し、移転及び経営改善の資金をあっせん融資し、その利子の一部を補給する。
- 豊中市が実施する鼻出血医療対策事業に対して補助を行う。
- 住宅の移転者に対して府営住宅への優先入居を行う。
- テレメータシステムによる航空機騒音の常時測定を行うほか、必要に応じて航空機騒音等の実態調査を実施する。

## 3. 空港周辺整備機構に対する助成

- 空港周辺整備機構に対し、職員を派遣して執行体制の強化を図るとともに、民家防音工事及び民家防音工事に伴い設置された空気調和機器（エアコン等）の機能回復工事に対する補助、固有事業に対する資金の貸付け等の助成を行う。

## 第7節 公害防止に係る助成と管理者制度

### 1. 工場の適正配置及び集団化の促進

- 環境事業団等の資金を利用して集団設置建物、工場移転用地、共同福祉施設等の建設事業を促進する。
- 市町村又は開発公社が公害防止対策事業等の用地を先行取得する場合に、必要な資金を融資する。
- （財）大阪府中小企業団地開発協会が行う中小企業団地の造成・分譲事業を促進する。
- 住宅と工場が混在している地域から工場適地や工業専用地域等へ工場等を移転しようとする場合に必要な資金を融資する。

### 2. 中小企業者に対する公害防止資金の融資

- 中小企業における公害防止施設の設置・改善、工場移転等を促進するため、中小企業公害防止資金特別融資制度の積極的な運用に努める。
- 中小企業者が共同して行う共同公害防止事業等に対し、「中小企業事業団法」に基づく中小企業高度化資金の貸付を行う。
- 中小企業設備近代化資金貸付のうち、公害防止設備に係る貸付については、一定期間申込みができるよう便宜を図る。

- 中小企業設備貸与事業等の実施に当たり、中小企業者に対する公害防止設備の貸与を積極的に進める。
- 3. 公害防止技術の相談・指導
  - 産業技術総合研究所において、公害防止技術、特に工場廃水処理技術、大気汚染防止のための適正な燃焼技術及び騒音・振動防止対策のための技術等についての相談・指導を行うほか、公害防止の技術指導を必要とする企業への実地指導を行う。
- 4. 市町村の公害防止行政に対する助成
  - 「大阪府生活環境の保全等に関する条例」等に基づき事務を委任している市町村に対し、公害防止事務費交付金を交付する。
  - 「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づき、下水道事業・一般廃棄物処理施設等を整備する市町村に対して、市町村施設整備資金貸付金を貸付ける。
- 5. 公害防止管理者等に係る業務の運営
  - 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、特定事業者に対し、公害防止管理者等の選任及び届出等が適正に行われるよう指導する。

## 第8節 公害に係る被害の救済等

- 1. 公害に係る健康被害予防事業等の実施
  - 「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく認定患者が死亡した場合、関係市とともにその遺族に対し見舞金を支給する。また、関係市等と連携を図りながら、低公害車の普及や大気浄化の植樹など健康被害予防事業の円滑な実施に努める。
- 2. 苦情及び紛争処理体制の整備
  - 公害紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、「公害紛争処理法」に基づき設置された大阪府公害審査会において、継続中の調停事案の手続を進めるとともに、新たに調停等の申請があった場合にはその適正な処理を行う。
  - 公害に関する苦情・相談については、府の関係各課、保健所、警察本部及び警察署並びに市町村公害担当部課が相互に密接な連携を保ちながら、その迅速かつ適切な処理に努める。
  - 電波受信障害については、府営住宅の建設等による電波受信障害に対処するため共同アンテナの設置を行う等、必要な措置を講じる。
- 3. 公害関係事犯取締りの実施
  - 府民の健康を害し、また日常生活に直接被害を与える悪質又は重要と認められる水質汚濁、廃棄物等公害関係事犯について、関係行政機関との密接な連携のもとに積極的な取締りを実施する。

## 第9節 環境保健対策

環境汚染による健康影響については、なお未解明な点もあることから、府民への健康被害を未然に防止するため、健康影響調査を進めるとともに環境保健体制の整備に努める。

### 1. 健康被害に関する調査研究の実施

環境汚染による健康への影響について、次の調査研究を行う。

- 大気汚染による健康影響に関する基礎資料を得るため、調査地区を選定し、住民健康調査を実施する。
- 光化学スモッグによる健康影響に関する基礎資料を得るため、被害発生時に緊急調査班を編成して現地調査を実施するとともに、健康に関する調査を行う。

### 2. 食品等の安全確保対策の推進

- 食品の安全を確保するため、魚介類等の食品及び容器包装中のPCB、野菜果物等の残留農薬、魚介類中の水銀等について分析検査を実施する。
- 「大阪府アスベスト対策基本方針」に沿って、総合的なアスベスト対策について、「大阪府アスベスト対策検討委員会」において検討・調整を図る。

### 3. 保健所における公害関連業務の実施

- 環境汚染から府民の健康を守るため、苦情相談の受付、処理及び公害に関する衛生教育活動を行う。また、必要に応じて関係機関と連携して環境汚染による住民健康影響調査などを実施する。

### 第3章 自然環境の保全及び創造に関する施策

自然と共生する豊かな環境の創造に資するため、良好な自然環境の保全と回復はもとより、多様な生態系にも配慮した野生動植物の生息空間の確保や、市街地の緑の創出、清らかな水環境の形成等を図る諸施策を推進する。

#### 第1節 自然環境の保全

- 自然環境の保全を図るため、「森林法」、「自然公園法」、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」、「大阪府自然環境保全条例」等に基づき、規制地域内において開発行為等を行おうとする者に対し、規制・指導を行う。
- 「大阪府自然環境保全条例」に基づく自然環境保全指導員制度を適正に運用し、自然環境の保全と回復の状況を把握し、必要な指導に努める。
- 森林の有する多様な公益的機能を維持・増進するため、森林造成事業・治山事業を実施するとともに、保安林の機能強化を図るため、保安林整備推進事業を実施する。
- 「大阪府自然環境保全条例」に基づき指定した府下5か所の自然環境保全地域及び三草山緑地環境保全地域について、その適切な保全に努める。
- 国の天然記念物にも指定されている和泉葛城山ブナ原生林について、平成4年度及び5年度に取得した周辺森林を良好に管理することにより、その保全に努める。
- 金剛生駒国定公園を和泉葛城山系等へ拡大するための調査検討を実施するとともに、北摂山系の良好な自然環境を保全するため、府立自然公園構想を策定する。

#### 第2節 周辺山系の活用

- 自然に親しみ、自然を学ぶ場を府民に提供するため、金剛生駒国定公園において「府民の森」の施設の充実を図るとともに、長距離自然歩道であるダイヤモンドトレールやトイレの再整備を行う。また、明治の森箕面国定公園においても、自然研究路の再整備を行う。
- 府民の森林に対する多様なニーズを踏まえて、森林利用拠点を整備するとともに、これらを自然歩道でネットワーク化する環状自然歩道の整備など、三山系の森林の総合的な利用を推進する。

#### 第3節 貴重な自然環境の保全と活用

- 「第7次鳥獣保護事業計画」（平成4～8年度）に基づき、鳥獣保護区の設定など、野生鳥獣の適正な保護・管理を図るとともに、狩猟の適正化に努める。
- 野生鳥獣救護ドクターを指定し、傷病野生鳥獣救護の効果的な実施に努め、鳥獣保護思想の普及・啓発に努める。
- 淀川わんどに生息する天然記念物イタセンバラ、アユモドキなどの淡水魚をはじめ、淀川水系の貴重な自然環境を保全するため、関係機関の協力を得て、わんどの保存を図る。
- 野生生物の生息空間（ビオトープ）をまちづくりの中で確保し、創造する

ため、「いきものにやさしい10か条」をはじめとするビオトープの基本的な考え方と適用事例を紹介した冊子を作成し、普及啓発に努める。

#### 第4節 緑の創出

- 市街地緑化の推進と良好な自然環境の保全を図るため、「大阪みどりの基金」の運用益を活用し、鉄道敷など公共的空間や民間施設の緑化に対する助成、みどりのトラスト運動の展開など多様な施策を推進する。
- 府自らが緑化計画の作成から土壌改良・植栽及び樹木管理指導まで行うことを目的に、府立緑化センターに設置した「大阪府緑化支援隊」を活用した市街地緑化の推進に努める。
- 地域住民が協同して行う緑化及び公共施設の緑化に対して緑化樹の無償配付を行い、みどり豊かなまちづくりを進める。
- みどりの景観や街づくりに貢献するなど、今後の施設緑化のモデルとなる優れた施設を表彰する「大阪施設緑化賞（みどりの景観賞）」を通じて、市街地の緑化の促進を図る。
- 府民の緑化意識の高揚を図るため、本年4月に羽曳野市において、第42回大阪府植樹祭を開催するほか、関連事業を実施する。
- 花に憩い、花に学び、花で交流する府民開放型施設として河内長野市に設置した「大阪府立花の文化園」を管理運営する。
- 公園・緑地、道路などの公共施設や公共的空間の緑化を重点的に行うとともに、民有地の緑化を積極的に推進する（第4章 都市環境の保全及び創造に関する施策 参照）。
- 府営八尾志紀住宅において自然植生に近い花や実のなる雑木林を主として植えることにより、虫や小鳥などの小動物を呼び込む空間を創出し、手軽に自然とふれあえる場としての「ふれあいの森」を整備する。

#### 第5節 水辺環境の保全と活用

##### 1. 河川環境の整備

- 河川改修に併せて、自然生態系への配慮や自然に親しめる環境の創造を図るため、「石川あすかプラン」、「あくた川21」等を進める。  
また、関西国際空港の開港にあわせ、空港、りんくうタウンに隣接する榎井川において、「花の川」の整備を行う。
- 河川空間に広場や緑道を設け、有効に利用するため、淀川河川公園、石川河川公園等の河川環境の整備を進める。
- 周辺山麓において、景観・生態系と調和した水と緑豊かな溪流づくりを行うため、「水と緑の砂防モデル事業」や「緑の砂防ゾーン創出事業」を推進する。
- 魚道等の設置、護岸構造の改善に必要な調査検討を行い、整備対象河川における「魚にやさしい川づくり10箇年計画」を策定する。
- 体験放流の実施等、府民に水や魚とのふれあいの機会を積極的に提供し、それを通じて内水面の水産資源の保護・培養及び水質保全の意識向上を図る。
- 農業用水路を府民の身近な水辺として活用するため、長瀬川（東大阪市、八尾市、柏原市）でモデル整備を進める。
- 府民の河川への理解と愛護思想の啓発・普及を図るため、河川愛護月間等を通じて啓発活動を行う。

## 2. ため池環境の整備

- 府下各地に散在するため池の多面的機能や個性などを活かしながら、周辺の緑化や遊歩道、多目的広場の整備を行う「オアシス整備事業」を推進し、ため池を水と緑あふれた府民のオアシスとして総合的に整備するほか、府民主体の快適環境づくりを進める。

## 3. 海辺環境の整備

- 二色の浜の水質保全とその周辺河川及び大阪湾の汚濁防止並びに貝塚市及び周辺地域の都市機能の向上と生活環境の改善を図るため、二色の浜環境整備事業を推進する。
- 自然海浜保全地区（岬町の長松地区及び小島地区）の保全と適正な利用の促進を図るため、海浜環境の整備、啓発等に努める。
- 二色の浜、淡輪・箱作海岸において、残された自然海岸の保全に努めるとともに、府民の保健・休養等に役立つ海洋性レクリエーションの場を整備する。
- 府営港湾において、イベント、海洋性レクリエーション活動のための快適なウォーターフロントの形成やウォーターフロントにおける快適な就労環境の確保などに対応したアメニティの高い緑地、海浜、広場等の整備を進める。
- 海への関心を高め、理解を深めることを目的とした「海の記念日（7月20日）」の趣旨の定着を図るため、第9回「海の祭典」を開催する。祭典において、海や港がもたらす恵みとその大きな役割を見つめ直すシンポジウムや大阪湾クリーンアップ作戦を行う。
- 水産資源の維持培養を図るため、漁礁等の設置により、漁場の造成を行う。また、平成3年4月に開設した栽培漁業センターを中心に「つくり育てる漁業」を推進するとともに、魚介類の種苗生産技術、開発研究等を行う。

## 第4章 都市環境の保全及び創造に関する施策

文化と伝統の香り高い環境を創造するため、水や緑に親しむことができる潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域の個性を活かした美しい景観の形成、歴史的遺産の保全及び活用による歴史的文化的環境の形成等を図る諸施策を推進する。

### 第1節 魅力ある空間、施設等の整備

#### 1. 公園の整備

- 市街地における緑の拠点を創造するため、「第5次都市公園整備5カ年計画」に基づき、石川河川公園、せんなん里海公園など、府営公園の整備を推進するとともに、国営淀川河川公園の整備を促進する。
- 府営公園が府民の魅力をひきつける花と水、緑豊かなアメニティ空間となるよう、それぞれの公園の個性を活かしながら整備を進める「愛パーク大阪」事業を実施する。
- 府民が身近に利用できる街区公園や近隣公園をはじめ、総合公園等の都市公園の整備促進を図るため、市町村に対して補助を行う。
- 市町村が行う都市緑化計画に基づく線的・面的な都市緑化事業に対して、「彩りの街」整備事業として助成を行う。

#### 2. 道路・街路の緑化

- 花の万博の成果を都市緑化に引き継ぎ、道路景観の向上を図るため、従来の街路樹に加え、花木や草花等の植栽により街路樹の再整備を行う「フラワーリング・ロード21事業」を推進する。

#### 3. 施設・空間の緑化

- 緑化スペースのない市街地における新しい都市緑化の一手法として、建築物等の外壁やブロック塀及び河川の高擁壁護岸にツタなどを植栽する垂直緑化の普及に努める。
- 緑と親しめる良好なまちづくりを進めるため、面的整備事業等と併せて計画的に整備される緑道整備事業（市町村施行）に対して、指導及び助成を行う。
- 府営住宅の良好な住環境の確保を図り、居住者の住宅に対する愛着とふるさと意識の高揚に資することを目的として、緑化に関する指導と援助を行い、団地周辺的环境等を考慮し調和のとれた緑化を進める。
- 府営港湾の環境整備を図るとともに、港湾の緑化を推進する。

#### 4. 河川空間の整備

- 治水レベルの向上に併せて環境護岸や高水敷整備等の魅力ある河川空間の創造を図る「石川あすかプラン」、「あくた川21」、「安威川水と緑の回廊計画」等を推進する。
- 潤いのある岸辺空間を創造するため、「ふれあいの岸辺整備計画」に基づき、堂島川、大川等で景観と調和した護岸築造、壁面修景等を行うほか、神崎川、寝屋川等で遊歩道整備、垂直緑化等を行う。
- 大阪市内の旧淀川筋の河川を対象に、河川空間を活かしたまちづくりの推進に向けて、リバーフロント整備のランド・デザインの策定を目指す。

## 第2節 景観の保全、創出

### 1. 都市景観づくり

- 平成5年12月の「美しい景観づくり府民会議」の提言を得て、「大阪府都市景観ビジョン」を策定するなど、世界都市・大阪にふさわしい風格を備えた都市景観づくりと、潤いと安らぎのある生活の場としての身近な景観づくりを推進する。
- 府民の積極的な参加と協力による魅力と潤いのあるまちづくりを推進するため、市町村と協力して、まちづくり功労者の表彰等を行う大阪府まちづくり推進事業や、景観上優れた建築物等を表彰する「大阪都市景観建築賞（大阪まちなみ賞）」の活用、建築コンペによるまちづくり、「美しい景観づくり大阪府民会議（仮称）」の設立など府民参加による都市景観づくりを進める。

### 2. 建築美観の誘導

- 建築美観誘導マニュアルの活用により建築美観の誘導を促進するとともに、市町村の景観マスタープランづくりに対して助成する。
- 都市施設について色彩マニュアル等を活用し、都市全体の景観向上を図るとともに、屋外広告物の規制・指導、電線・電話線等の地中化を進めるなど美しいまちなみの形成を図る。

### 3. 魅力ある市街地の形成

- 市街地の既存府有施設のオープンスペースを道路等の公共施設と一体的に活用し、「憩いと潤いのある場」を提供するため、ポケットパークを整備する。
- 府営住宅の建設において、自然の植生をもとに緑豊かな「ふれあい広場」を整備し、入居者のみならず周辺住民も利用できるよう開放して快適な居住空間を形成するとともに、既存府営住宅においては、外壁のデザイン化、緑化、コミュニティ道路の整備等を複合的に組み合わせて整備・改善することにより、府営住宅内と周辺地域との街としての一体化をすすめ、地域景観の向上を図る。
- 建築協定の円滑な運営や有効な活用を図り、良好な住環境や市街地環境を維持増進するため、府内の建築協定地区が参画する「大阪府建築協定地区連絡協議会」の活動を、府及び市町村が協力して支援する。
- 関西国際空港の建設・運用の支援・補完と地域の環境改善を図り、地域の振興に資するため、南大阪湾岸整備事業を推進し、空港と一体となったまちづくりを進める。

## 第3節 歴史的文化的環境の形成

### 1. 文化財の保護

- 「文化財保護法」及び「大阪府文化財保護条例」に基づき、特に重要な歴史的文化的遺産については重要文化財や史跡、名勝等に指定し、現状の変更または保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示を行うとともに、埋蔵文化財包蔵地内において開発行為等を行う者に対する指導等を行う。
- 文化財保護指導員を置き、文化財所有者その他関係者に対して文化財の保護に関する必要な指導及び助言を行うとともに、地域の住民に対し文化財保護思想の普及、啓発活動を通じて、歴史的文化的環境の保全の必要性についての周知、啓発を図る。

- 国宝、重要文化財等の国及び府指定の文化財について、保存修理や防災施設の整備等に対し助成する。  
また、地域における歴史的文化的環境の核として重要な史跡等については、市町村の行う公有化事業や環境整備事業に対し助成を行う。
- 埋蔵文化財包蔵地内での開発工事について、事前に開発関係者と文化財保存について協議を行い、文化財が不用意に失われることのないよう行政指導を進める。
- 地域開発事業の進展に伴い破壊のおそれのある埋蔵文化財包蔵地等について事前に発掘調査、範囲確認調査等を行うとともに、文化財総合調査を行い資料の整備・保存を図る。

## 2. 歴史的文化的環境の保全と活用

- 発掘調査において出土した多数の遺物を計画的に整理し、泉北考古資料館、弥生文化博物館、近つ飛鳥博物館において展示・公開し、府民の歴史的文化的遺産についての認識を深める。
- 市町村が設置する歴史的民俗資料館等について、その建設費に対し助成を行う。
- 池上曾根遺跡を史跡公園とするために、和泉市、泉大津市が進める池上曾根遺跡整備計画について指導し、助成を行う。
- 歴史的町並みを有する地区の歴史的環境の保全に努める。
- 狭山池ダム整備とあわせて、ダム周辺整備の核とすべく、我が国最古のため池である狭山池の歴史を通して、水と人との関係、治水、利水、築堤技術等の変遷を後世に伝える「狭山池ダム資料館（仮称）」を建設する。
- ゆとりとうるおいのあるアメニティ空間の創出を図るため、道路整備長期計画「レインボー計画21」に基づき、市町村が実施する旧街道の整備事業について市町村道路補助を行う。
- 歴史や自然とのふれいあいをはじめ、スポーツやレクリエーションにも利用できる大規模自転車道の整備を進め、新たに「北河内自転車道」を整備する。

## 第5章 地球環境の保全に資する施策

地球環境保全に資する環境に優しい社会を創造するため、地球環境保全行動指針や地球温暖化防止対策推進計画の策定、オゾン層保護対策や酸性雨対策の推進、開発途上国等に対する環境協力及び地球環境に関する調査研究の推進を図る。

### 第1節 地球環境問題への取組

#### 1. 地球環境保全行動指針の策定・普及

- 府、市町村、事業者及び府民がそれぞれの立場と役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための原則や具体的な行動メニュー等を示す指針を策定し、その普及・啓発に努めるとともに、その実践を図る。

#### 2. 地球温暖化防止対策の推進

- 地球温暖化防止対策に関する本府の取組の基本方針、目標等を示す推進計画を策定するとともに、二酸化炭素排出量の約5割を占める産業部門について、温暖化防止技術の導入効果の把握、地域特性に応じた廃エネルギー活用方策の検討などを通じて地球温暖化防止対策の推進を図る。
- 府域における温室効果ガス等の環境濃度やそのメカニズムを把握するため、温室効果ガス等のモニタリング調査を実施する。

#### 3. オゾン層保護対策の推進

- 特定フロン排出抑制を推進するため、オゾン層保護問題について広く周知を図るとともに、関係業界、市町村、学識経験者等との協議を通じ、特定フロン回収、再利用の社会システムの構築について検討する。
- 事業者に対する特定フロン等の全廃に対応するために必要な情報の提供に努めるとともに、対応に必要な設備の導入を図る中小企業者に対して、中小企業設備近代化資金、設備投資活性化資金等により必要な資金を低利で融資する。  
また、事業者の課題に対する産業技術総合研究所における技術相談体制の充実を図る。
- 既存の府有施設において特定フロンを使用している空調用冷凍機について、建て替え計画との整合性を図りながら、順次、特定フロンを使用しない機器に取り替える。

#### 4. 酸性雨対策の推進

- 酸性雨の原因物質とされる硫黄酸化物や窒素酸化物の排出量削減対策を推進するとともに、関係機関と連携して、府域の酸性雨・酸性霧の実態及びその影響を把握するための調査を実施する。

#### 5. 環境共生建築技術の推進

- 熱帯林の保全を図るため、「熱帯木材の使用抑制に関する基本方針」（平成4年2月策定）に基づき、針葉樹複合合板型枠や金属製等の型枠の使用、あるいは型枠を使用しない工法を取り入れたモデル工事を実施し、熱帯木材の使用抑制に努める。
- 資源の有効利用の観点から、再生可能な建築廃棄物は再生処理施設への処分を主とした指定地処分を行うとともに、建築廃棄物の再生利用を図るため、敷地内道路や駐車場舗装の路盤材として再生砕石を利用するモデル工事を行

- う。
- 建築物が地球環境にどのような影響を与えているのかを整理したうえで、省エネルギー、省資源、新エネルギーの導入、緑化の推進等の観点から、どのような環境共生建築技術が府有施設に導入できるのかについて引き続き検討を進める。また、府営河内長野木戸住宅においては、平成4年度に「環境と共生する集合住宅」をテーマに実施した設計コンペの当選作をもとに健康性、快適性、安全性に優れた居住環境を確保しつつ、廃棄物のリサイクル、自然エネルギーの活用を含めたエネルギーの効率的利用などの諸工夫を施した「環境と共生するまちづくりモデル事業」を実施する。

## 第2節 開発途上国等に対する環境協力の推進

### 1. UNEP国際環境技術センターに対する支援・連携

- 開発途上国等の環境問題を解決するために設置されたUNEP（国連環境計画）国際環境技術センター（大阪）を支援し、地球環境問題に取り組むため、平成4年1月に設置した（財）地球環境センターに対して人材派遣を行う。

### 2. 国際環境技術協力の推進

- 本府がこれまで蓄積してきた環境保全技術を活かし、その技術等を提供することにより、開発途上国の環境問題の解決を図るため、本府と友好交流関係にある中国上海市へ環境保全に係る専門職員を派遣するとともに、インドネシア東ジャワ州から研修員を受け入れる。

## 第3節 地球環境に関する調査研究の推進

### 1. 地球環境問題研究調整会議の運営

- 「地球環境問題研究調整会議」（平成2年設置）を通じて、府立の大学や試験研究機関等の連携体制の強化を図り、地球環境問題に係る試験研究・技術開発に努めるとともに、光触媒による窒素酸化物の分解に関する研究を推進する。

### 2. （財）地球環境産業技術研究機構への参画

- 地球環境問題の解決を図る技術開発のため、平成2年7月に設立された（財）地球環境産業技術研究機構に対して人材派遣を行う。

平成6年度 環境関係当初予算（関連事業を含む）一覧

(1) 部 局 別

(一般会計)

(単位：千円)

部 局 名	平成6年度	平成5年度	増 減
生活文化部	1,800	2,469	△669
環境保健部	4,526,256	4,709,516	△183,260
商工部	5,857,288	6,221,534	△364,246
農林水産部	7,484,312	7,402,150	82,162
土木部	119,407,503	115,315,993	4,091,510
建築部	1,299,125	1,446,819	△147,694
教育委員会	1,821,498	1,831,862	△10,364
公安委員会	1,102,663	1,941,806	△839,143
合 計	141,500,445	138,872,149	2,628,296

(特別会計)

(単位：千円)

部 局 名	平成6年度	平成5年度	増 減
総務部	1,600,000	1,600,000	0
商工部	95,000	95,000	0
企業局	30,894,978	49,473,678	△18,578,700
水道部	7,587,364	7,013,491	573,873
合 計	40,177,342	58,182,169	△18,004,827

(2) 項目別  
(一般会計)

1. 基本的施策

(単位：千円)

事業名	平成6年度	平成5年度	増減	摘要
公害基本対策費	25,140	24,627	513	(環)
環境基本条例等施行推進費	8,494	3,169	5,325	(環)
環境科学総合センター(仮称)基本構想推進費	7,000	5,000	2,000	(環)
環境情報管理費	109,237	109,534	△297	リモートセンシングによる環境監視システムの開発・運用等 (環)
公害監視センター運営費	185,230	195,825	△10,595	管理運営費等 85,156 検査分析機器等整備費 15,220 大気、水質、騒音・振動検査業務費 65,701 大気、水質調査研究費 9,045 水質分析方法検討試験等国庫委託事業費 6,945 施設改修費 2,363 先行的調査研究事業費 800 (環)
泉州分室運営費	54,340	50,579	3,761	(環)
環境影響評価制度運営費	10,776	11,356	△580	(環)
関西国際空港環境監視機構運営費	16,973	25,940	△8,967	(環)
環境保全基金運営費	29,067	31,156	△2,089	地域環境保全活動推進事業費 8,842 環境月間推進事業費 8,974 環境情報コーナー拡充事業費 940 環境教育推進事業費 4,017 環境セミナー開催事業費 1,294 (環)
環境総合指標開発費	2,400	400	2,000	(環)
環境アセスメント制度検討調査費	1,422	0	1,422	(環)
中小企業エネルギー環境対応情報提供事業	39,878	39,878	0	(商)
省資源・省エネルギーの府民啓発の推進	1,800	2,469	△669	(生)
小計	491,757	499,933	△8,176	

2.1 自動車公害防止対策

(単位：千円)

事業名	平成6年度	平成5年度	増減	摘要
自動車公害対策費	456,833	199,213	257,620	自動車排出ガス総量削減計画推進費 5,236 低公害車普及促進事業費 73,843 (うち12,000は環境保全基金運営費) 中小企業低公害車購入資金特別融資促進費 316,088 自動車公害対策費 5,239 局地汚染対策推進費 43,427 ディーゼル車の排出ガス量調査費等 13,000 (環)
ノーマイカーデー推進事業費	45,687	52,487	△6,800	14,000 (環) 31,687 (土)

(単位：千円)

事業名	平成6年度	平成5年度	増減	摘要
交通公害対策費	4,950	4,950	0	交通量調査費 (公安)
総合都市交通体系調査費	41,700	51,600	△9,900	(土)
舗装道新設費	2,271,000	3,220,000	△949,000	(土)
舗装道補修費	5,745,449	5,790,511	△45,062	(土)
交通安全施設等整備費	1,081,185	1,920,328	△839,143	交通管制センターの拡充強化費 767,931 地域制御エリア拡大費 269,214 信号機の系統化事業費 44,040 (公安)
道路構造の改善	9,188,000	6,892,000	2,296,000	(土)
駐車対策の推進	932,118	639,161	292,957	(土)
小計	19,766,922	18,770,250	996,672	

## 2.2 廃棄物対策

(単位：千円)

事業名	平成6年度	平成5年度	増減	摘要
産業廃棄物処理指導監督費	61,483	64,295	△2,812	(環)
一般廃棄物処理指導監督費	7,498	7,657	△159	(環)
産業廃棄物処理団体育成事業費	700	700	0	(環)
広域廃棄物処理場整備促進費	18,814	36,839	△18,025	789 (環) 18,025 (土)
みなと堺グリーンひろば管理運営費	15,000	15,000	0	(環)
堺第7-3区護岸工事費	175,659	581,013	△405,354	(環)
産業廃棄物処理事業振興財団負担金	30,000	30,000	0	(環)
ウエイストデータバンク整備事業費	11,824	17,277	△5,453	(環)
広域廃棄物受入監視事業費	5,261	3,635	1,626	(環)
廃棄物処理総合対策事業費	500	4,000	△3,500	(環)
産業廃棄物減量化・適正処理対策事業費	2,273	1,741	532	(環)
廃棄物減量化対策推進事業費	15,061	9,066	5,995	大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議等 (環)
廃棄物処理対策整備推進事業費	100,000	100,000	0	ばいじん集じん器灰無害化処理施設整備事業補助金等 (環)
再生資源リサイクル促進事業費	15,000	15,000	0	(環)
ごみ焼却場公害防止装置運営等助成費	325,000	325,485	△485	(環)
大阪府域環境保全協議会運営事業費	877	1,145	△268	(環)
下水資源のリサイクル	890,000	230,000	660,000	(土)
公害取締対策費	95	95	0	産業廃棄物の検査委託料 (公安)
廃家電リサイクル事業費	4,200	4,200	0	環境保全基金運営費 (環)

(単位：千円)

事業名	平成6年度	平成5年度	増減	摘要
省エネ・リサイクル支援法認定事業費	1,588	0	1,588	(商)
小計	1,680,833	1,447,148	233,685	

## 2.3 大気保全対策

(単位：千円)

事業名	平成6年度	平成5年度	増減	摘要
大気汚染防止規制指導費	13,973	14,204	△231	大気汚染防止規制指導費 11,328 窒素酸化物総量規制推進事業費 1,237 悪臭防止規制指導費 1,408 (環)
窒素酸化物に関する調査研究費	1,450	1,494	△44	窒素酸化物排出削減対策事業費 (先端技術環境計測検討調査費等) (環)
大気汚染防止実施計画推進費	42,408	38,186	4,222	大気汚染防止実施計画推進費 4,671 未規制大気汚染物質対策調査 2,788 季節大気汚染防止対策推進事業費 9,250 条例改正に伴う大気汚染防止対策 推進事業費 13,332 微小粒子濃度等通年実測調査費 9,159 低NOx 機器普及促進事業費 500 悪臭規制基準対策事業費 2,708 (環)
光化学スモッグ対策費	3,354	3,525	△171	(環)
大気汚染測定局整備費	62,352	56,382	5,970	測定機器等整備費 60,444 大気汚染常時監視システム整備費 1,908 (環)
大気汚染常時監視費	136,053	137,946	△1,893	大気汚染常時監視費 132,878 国設大気汚染測定網管理費 3,175 (環)
大気汚染発生源フィルム監視システム整備費	14,264	1,476	12,788	大気汚染発生源常時監視システム整備事業費 (環)
公害現況等調査費	1,051	1,051	0	浮遊粉じん環境調査費 1,051 (環)
畜産経営環境保全費	43,470	43,470	0	(農)
小計	318,375	297,734	20,641	

## 2.4 水質保全対策

(単位：千円)

事業名	平成6年度	平成5年度	増減	摘要
水質汚濁防止規制指導費	34,722	28,442	6,280	水質汚濁防止規制指導費 21,222 水質総量規制推進事業費 8,608 水質汚濁物質排出量総合調査費 397 指定地域特定施設水質汚濁防止 規制指導費 4,495 (環)
生活排水対策推進費	7,800	7,853	△53	(環)
発生負荷量管理等調査費	1,693	1,688	5	(環)
浄化槽の普及促進事業費	14,936	4,702	10,234	小型合併処理浄化槽設置整備事業費13,921(環) 「浄化槽の日」委託料 1,015 (環・建)
瀬戸内海栄養塩類削減対策費	6,690	6,717	△27	(環)
東除川水質改善対策推進事業	2,680	0	2,680	(環)

(単位：千円)

事業名	平成6年度	平成5年度	増減	摘要
水質テレメーター監視システム整備費	3,282	0	3,282	(環)
公共用水域常時監視費	223,218	195,834	27,384	公共用水域常時監視費 221,843 広域総合水質調査費 1,375 (環)
ゴルフ場農薬等水質監視費	1,359	1,359	0	(環)
水質汚濁常時監視施設整備費	4,706	2,938	1,768	河川水質自動観測局整備費 (環)
水質汚濁常時監視費	68,153	71,060	△2,907	(環)
水質保全啓発推進事業費	3,600	3,120	480	環境保全基金運営費 (環)
アメニティー・エリア推進事業費	6,150	7,020	△870	環境保全基金運営費 (環)
府民による「快適で生態系豊かな水環境」実態調査費	300	0	300	環境保全基金運営費 (環)
下水道整備費	73,465,847	73,818,978	△353,131	(土)
河川環境整備費(河川浄化関係)	726,505	816,726	△90,221	(土)
河川浄化費	820,000	740,000	80,000	(土)
港湾環境整備費	138,241	140,501	△2,260	(土)
船舶廃油処理場維持費	128,697	126,726	1,971	(土)
公害取締対策費	1,298	1,298	0	水質検査委託料 (公安)
養護教育諸学校下水道放流切替費	71,321	0	71,321	(教委)
ゴルフ場農薬対策研究費	8,410	11,793	△3,383	(農)
水質障害対策事業	381,009	303,871	77,138	(農)
漁業公害対策費	12,239	12,249	△10	(農)
漁業公害監視費	1,080	480	600	(農)
漁業公害研究費	11,535	12,728	△1,193	(農)
小計	76,145,471	76,316,083	△170,612	

## 2.5 地盤環境保全対策

(単位：千円)

事業名	平成6年度	平成5年度	増減	摘要
地盤沈下規制指導費	19,219	20,029	△810	(環)
地盤沈下観測費	34,938	34,865	73	(土)
都市河川地盤沈下対策費	530,000	520,000	10,000	(土)
地下水質常時監視費	9,940	8,071	1,869	地下水質常時監視費 8,216 飲用井戸水質監視費 1,724 (環)
農産物公害研究費	9,166	8,700	466	農産物公害研究費 2,715 環境保全調査研究費 3,229 土壌環境保全調査費 3,222 (農)
環境保全型農業推進事業費	14,575	8,000	6,575	(農)

(単位：千円)

事業名	平成6年度	平成5年度	増減	摘要
小計	617,838	599,665	18,173	

## 2.6 騒音・振動・航空機公害対策

(単位：千円)

事業名	平成6年度	平成5年度	増減	摘要
騒音・振動規制指導費	4,654	6,963	△2,309	規制騒音振動対策費 893 未規制騒音振動対策費 675 騒音振動規制マニュアル作成費等 3,086 (環)
騒音・振動調査対策費	1,949	2,730	△781	環境に於ける調査費 (環)
大阪国際空港周辺対策費	312,800	353,144	△40,344	緑地整備事業費 273,110 営業者資金あつ旋融資貸付金等 16,036 住宅等移転資金利子補給金等 12,254 共同利用施設空調設備機能回復 工事費補助金 11,400 (環)
航空機騒音防止校舎管理費	52,699	52,699	0	航空機騒音防止校舎冷暖房費 (教委)
航空機公害実態調査費	13,170	12,561	609	(環)
空港周辺整備機構助成費	692,350	771,904	△79,554	事業資金貸付金 205,000 民家防音工事費補助金 487,350 (環)
小計	1,077,622	1,200,001	△122,379	

## 2.7 公害防止に係る助成と管理者制度

(単位：千円)

事業名	平成6年度	平成5年度	増減	摘要
産業立地適正化融資資金貸付金	2,012,000	2,336,000	△324,000	(商)
工場立地指導費	2,221	2,316	△95	(商)
中小企業公害防止資金特別融資促進費	846,758	831,952	14,806	融資目標 8億8千万円 貸付利率 年3.7% 貸付期間 有担保 10年以内 無担保 7年以内 利子補給 小企業 2.7% 中企業 1.7% (環)
公害対策指導研究費	3,799	3,954	△155	(商)
生活環境の保全等に関する 条例委任事務費	114,700	114,700	0	市町村交付金等 (環)
環境計量器登録事務費	4,134	8,718	△4,584	(商)
設備投資活性化資金貸付金	3,779,000	3,816,000	△37,000	(商)
小計	6,762,612	7,113,640	△351,028	

## 2.8 公害に係る被害の救済等

(単位：千円)

事業名	平成6年度	平成5年度	増減	摘要
公害健康被害対策費	26,500	29,932	△3,432	公害病認定患者死亡見舞金等 (環)

(単位：千円)

事業名	平成6年度	平成5年度	増減	摘要
苦情相談処理費	1,328	1,359	△31	大気汚染関係苦情相談処理費 1,046 交通公害関係 // 282 (環)
公害紛争処理費	1,407	1,552	△145	公害審査会運営費 (環)
公害取締対策費	15,135	15,135	0	公害関係事犯探証機器整備費 (公安)
電波障害防止対策費	1,245,563	969,401	276,162	共同アンテナ設置費等 (教委・建)
小計	1,289,933	1,017,379	272,554	

## 2.9 環境保健対策

(単位：千円)

事業名	平成6年度	平成5年度	増減	摘要
公害影響調査費	10,029	9,222	807	大気汚染による住民健康調査費 (環)
光化学スモッグ対策費	129	134	△5	光化学スモッグ影響調査費 (環)
食品安全対策事業費	20,999	21,128	△129	(環)
公害衛生研究費	904	913	△9	(環)
公害保健調査研究体制整備費	919	996	△77	環境保健体制整備調査事業費 204 アスベスト対策関係事業費 715 (環)
保健所公害業務費	3,731	2,943	788	(環)
小計	36,711	35,336	1,375	

## 3. 自然環境の保全及び創造に関する施策

(単位：千円)

事業名	平成6年度	平成5年度	増減	摘要
自然海浜保全地区管理費	3,256	3,743	△487	(環)
自然環境保全対策	10,856	11,290	△434	(農)
自然保護指導	15,310	16,354	△1,044	(農)
みどりのトラスト管理運営	93,258	100,355	△7,097	(農)
林地開発規制	2,265	4,472	△2,207	(農)
みどりの基金(自然環境)	33,775	33,465	310	(農)
森林造成事業	276,346	300,158	△23,812	(農)
府営林整備事業	46,251	44,692	1,559	(農)
府営林管理事業	127,411	127,623	△212	(農)
保安林整備事業	74,197	91,468	△17,271	(農)
治山事業	1,412,090	1,391,950	20,140	(農)
いきものにやさしい環境づくり事業	1,400	0	1,400	(農)
栽培漁業推進事業	24,855	26,506	△1,651	(農)
漁礁設置事業	91,017	31,052	59,965	(農)

(単位：千円)

事業名	平成6年度	平成5年度	増減	摘要
サツキマス自然再生事業	1,576	3,000	△1,424	(農)
淀川魚類資源動態調査	4,069	4,900	△831	(農)
内水面増殖事業	9,783	10,300	△517	(農)
鳥獣保護事業費	37,787	33,826	3,961	(農)
府民参加の森	20,646	31,534	△10,888	(農)
府立自然公園構想策定	15,000	0	15,000	(農)
国定公園拡大検討費	1,500	3,500	△2,000	(農)
自然公園管理事業費	60,962	60,795	167	(農)
自然公園整備事業費	154,734	185,378	△30,644	(農)
周辺山系保全利用事業	416,065	623,070	△207,005	(農)
府民の森利用促進	1,043,714	1,258,574	△214,860	(農)
府民の森管理事業	305,502	292,662	12,840	(農)
オアシス構想推進事業	1,217,070	1,018,460	198,610	(農)
地域総合オアシス整備事業	151,400	0	151,400	(農)
長瀬川いきいき水路モデル事業	273,000	265,000	8,000	(農)
内水面振興対策事業	3,500	3,500	0	(農)
渚の生態的機能定量化に関する調査研究	5,441	5,500	△59	(農)
府立花の文化園管理運営費	420,593	409,858	10,735	(農)
花トピア・大阪推進事業	22,099	19,112	2,987	(農)
環境緑化推進事業	117,661	128,448	△10,787	(農)
みどりの基金(市街地緑化普及啓発)	420,258	322,510	97,748	(農)
みどりの総合調査	5,000	59,288	△54,288	(農)
緑化センター管理運営費	86,437	82,259	4,178	(農)
港湾環境整備費(港湾緑地の創造)	394,000	175,000	219,000	(土)
海の祭典の開催	238,840	12,000	226,840	(土)
河川愛護月間広報・イベント等	13,896	14,748	△852	(土)
海岸環境整備	1,800,819	1,542,200	258,619	(土)
砂防環境整備	509,000	362,000	147,000	(土)
大阪施設緑化賞(みどりの景観賞)	3,000	3,000	0	(建)
府営住宅の緑化	425,349	257,582	167,767	(建)
「ふれあいの森」整備モデル事業	39,467	0	39,467	(建)
小計	10,430,455	9,371,132	1,059,323	

## 4. 都市環境の保全及び創造に関する施策

(単位：千円)

事業名	平成6年度	平成5年度	増減	摘要
緑道整備費	8,000	8,000	0	(土)
府道緑化推進費	1,579,780	1,707,577	△127,797	(土)
学園の森整備費	20,000	40,000	△20,000	(教委)
共同溝・キャブシステム整備費	720,000	251,000	469,000	(土)
広告物指導調査費	22,201	23,167	△966	(土)
建築美観誘導促進	10,882	12,100	△1,218	(建)
まちづくり推進事業費	2,000	2,000	0	(土・建)
大阪都市景観建築賞(大阪まちなみ賞)	1,500	1,500	0	(建)
建築協定制度の活用	1,190	1,180	10	(建)
既存府営住宅の景観改善	106,383	375,475	△269,092	(建)
府営公園の整備費	12,801,480	11,655,800	1,145,680	(土)
市町村公園の整備等	341,300	345,300	△4,000	(土)
大規模自転車道整備費	50,000	0	50,000	(土)
歴史のみち・歴史をめぐる遊歩道整備費	60,000	60,000	0	(土)
狭山ダム資料館建設事業費	40,000	0	40,000	(土)
生産緑地関連整備計画策定費	32,000	32,000	0	(土)
国営淀川河川公園整備負担金	307,737	451,585	△143,848	(土)
河川環境整備費(河川浄化関係除く)	5,525,243	5,585,811	△60,568	(土)
ポケットパーク整備事業	10,300	23,900	△13,600	(建)
文化財保存指導費	1,312	1,408	△96	(教委)
文化財資料等整備費	4,570	5,511	△941	(教委)
有形文化財無形文化財等総合調査費	1,513	3,024	△1,511	(教委)
指定文化財等管理費	8,152	8,152	0	(教委)
府有史跡等管理費	3,406	4,090	△684	(教委)
銃砲刀剣審査登録費	875	824	51	(教委)
大阪府立弥生文化博物館管理運営費	265,095	265,878	△783	(教委)
大阪府立近つ飛鳥博物館管理運営費	308,463	438,320	△129,857	(教委)
近つ飛鳥風土記の丘管理費	17,064	16,576	488	(教委)
泉北考古資料館等運営費	10,057	10,342	△285	(教委)
文化財保護啓発費	1,865	2,040	△375	(教委)
発掘調査出土遺物整理費	7,508	7,508	0	(教委)
埋蔵文化財緊急調査費	50,040	37,350	12,690	(教委)

(単位：千円)

事業名	平成6年度	平成5年度	増減	摘要
池上曾根遺跡環境整備促進費	5,000	5,000	0	(教委)
指定文化財保存事業費	307,725	310,987	△3,262	(教委)
文化財調査事務所建設事業費	128,575	417,319	△288,744	(教委)
小計	22,761,016	22,110,724	650,292	

## 5. 地球環境の保全に資する施策

(単位：千円)

事業名	平成6年度	平成5年度	増減	摘要
環境保全国際交流事業費	900	884	16	(環)
日中環境保全交流事業費	903	2,889	△1,986	(環)
(財)地球環境産業技術研究機構 事業推進費	22,564	21,791	773	(環)
国連環境計画(UNEP)国際環境技術 センター支援推進費	40,050	36,832	3,218	(環)
地球環境問題研究調整事業費	2,500	2,500	0	(環)
オゾン層保護対策推進事業費	3,000	670	2,330	(環)
地球環境府民行動指針策定費	1,000	0	1,000	(環)
地球温暖化防止対策検討調査事業費	20,600	0	20,600	(環)
地球環境と共生する建築技術の検討	6,000	6,000	0	(建)
環境と共生するまちづくりモデル事業	4,434	0	4,434	(建)
酸性雨・酸性霧に関する調査研究費	2,107	3,326	△1,219	(環)
地球環境モニタリング推進事業費	1,762	3,152	△1,390	(環)
大気汚染防止実施計画推進費	412	412	0	酸性雨問題連絡会運営費 (環)
技術アドバイザー派遣事業費	14,668	14,668	0	特定フロン等技術アドバイザー派遣 (商)
小計	120,900	93,124	27,776	

(特別会計)

1. 基本的施策

(単位：千円)

事業名	平成6年度	平成5年度	増減	摘要
関西国際空港総合環境センター運営費	10,343	147,986	△137,643	(企業)
小計	10,343	147,986	△137,643	

2.4 水質保全対策

(単位：千円)

事業名	平成6年度	平成5年度	増減	摘要
浄水場排水処理事業及び施設管理費	2,136,792	1,025,907	1,110,885	水道事業会計 工業用水道事業会計 (水)
小計	2,136,792	1,025,907	1,110,885	

2.5 地盤環境保全対策

(単位：千円)

事業名	平成6年度	平成5年度	増減	摘要
地盤沈下対策事業費	5,450,572	5,987,584	△537,012	工業用水道会計 (水)
小計	5,450,572	5,987,584	△537,012	

2.7 公害防止に係る助成と管理者制度

(単位：千円)

事業名	平成6年度	平成5年度	増減	摘要
市町村施設整備資金貸付金	1,600,000	1,600,000	0	(総)
中小企業設備近代化資金貸付金 (公害防止)	85,000	85,000	0	(商)
中小企業設備貸与事業費(公害防止)	10,000	10,000	0	(商)
小計	1,695,000	1,695,000	0	

3. 自然環境の保全及び創造に関する施策

(単位：千円)

事業名	平成6年度	平成5年度	増減	摘要
二色の浜環境整備事業費	2,858,885	1,994,217	864,668	(企業)
小計	2,858,885	1,994,217	864,668	

4. 都市環境の保全及び創造に関する施策

(単位：千円)

事業名	平成6年度	平成5年度	増減	摘要
南大阪湾岸整備事業費	28,025,750	47,331,475	△19,305,725	(企業)
小計	28,025,750	47,331,475	△19,305,725	

(備考)

1. 増減欄の△の数字は負数を示す。

2. 摘要欄( )内は担当部局を示す。

(総)……総務部 (生)……生活文化部 (環)……環境保健部 (商)……商工部  
 (農)……農林水産部 (土)……土木部 (建)……建築部 (企業)……企業局  
 (水)……水道部 (教委)……教育委員会 (公安)……公安委員会